

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	児童扶養手当法
根拠条項	第6条
許認可等の種類	手当の受給資格認定
法令の定め	第6条 手当の受給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。
審査基準	児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知） 請求に必要な書類等 1 児童扶養手当認定請求書（様式第1号） 2 戸籍謄本又は抄本及び世帯の全員の住民票の写し 3 養育申立書、遺棄、拘禁、生死不明申立書及び証明書類等 4 医師の診断書（様式第2号） 5 児童扶養手当現況届（様式第6号）
標準処理期間	総期間 60日・丹（注：休日は含まない。） 経由機関 10日・丹（町村） 協議機関 日・月（） 処分機関 50日・丹（各総合振興局(振興局)保健環境部 社会福祉課）
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
申請先	各市町村
問い合わせ先	○各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 ○保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援係 (電話番号：011-206-6328)
備考	(公表アドレス： <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html</a> )